

食安輸発0806第1号
平成26年8月6日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(ガーナ産カカオ豆及びその加工品)

標記については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第4号（最終改正：平成26年7月28日付け食安輸発0728第1号）にて通知したところです。

今般、輸入時の自主検査の結果、ガーナ産生鮮カカオ豆から基準値を超えてシペルメトリンが検出される事例が継続したことから、同通知の別表1のガーナの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
カカオ豆及びその加工品（簡易な加工に限る。）		イミダクロプリド フェンバレレート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.05ppm）を超えるイミダクロプリド及び基準値（0.01ppm）を超えるフェンバレレートが検出されるおそれがあるため。

を、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
カカオ豆及びその加工品（簡易な加工に限る。）		イミダクロプリド シペルメトリン フェンバレレート	別表２の３によること。	平成17年１月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.05ppm）を超えるイミダクロプリド、基準値（0.03ppm）を超えるシペルメトリン及び基準値（0.01ppm）を超えるフェンバレレートが検出されるおそれがあるため。

に改めるので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。